

告 示

埼玉県告示第五百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十七年四月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たけのこ子どもセンタードろんこ保育園

三 代表者の氏名

松永 孝子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市上藤沢五百四十七番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、入間市在住及び近隣市の子どもに対し、必要な保育及び教育の場を提供し、乳幼児の健全育成に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、どろんこ保育園を設置・運営することにより、入間市在住及び近隣市の子どもに対し、必要な保育及び教育の場を提供し、乳幼児の健全育成に寄与とともに、近隣地域における高齢者に対し支援を行うことを目的とする。